

通信全覽二編

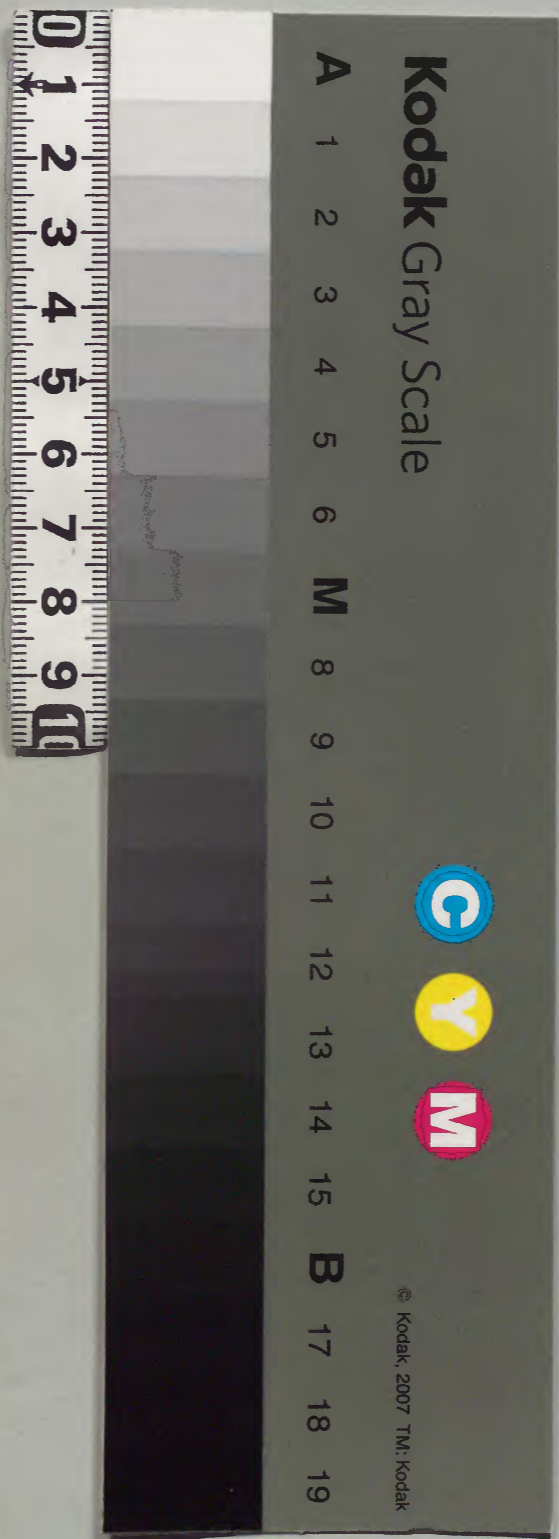
類輯七十二

百六十四

共百八十九

内閣文庫			
番號	和	33005	
冊數		303 (281)	
函號		184	271

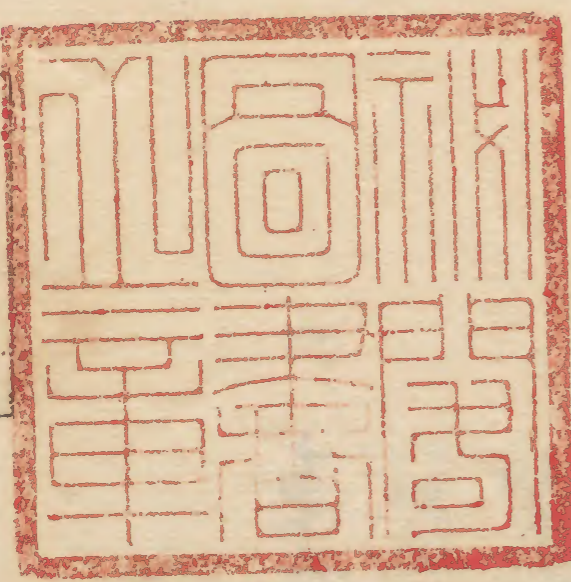
(281)



糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり

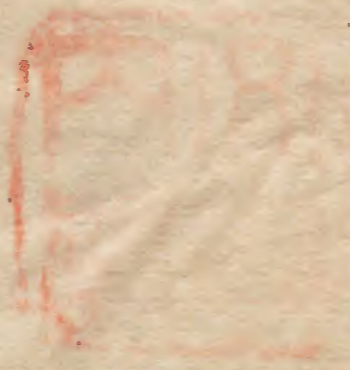
類輯卷之七十二 公使近於上

申
十二月廿四夜往善福寺村恒澄等所
遊川橋屋黒川屋中
二時三十分ハルハリス下對話之内



廿九

十日早方有横濱方片出誠之下以和論一
有し御稿之正固當方甚危急之場有者
之危用者急之云云正不穩更存強之上
家治牙出産少存出誠方成少和以事分格方
付度之長上可也下以且又兼併有云云云云
号軍艦を海軍に積既子善玉軍艦





夫那海之徒而信在徒是十年一攻牙不為
海來可攻宜有和之勢而乃表且之止和
未守以培其私之慮之信而也之在是
因之而信一言因意之既中守以培其不
容易後之表一平之在是其在守以培其
之在也

一 信之各國之表九年之在也其意之在也其後之徒不
後亦存也其九年事務宰相尚方之在也其後之徒不
人心之在也其九年事務宰相尚方之在也其後之徒不

卷十七

乃其各表之表十年之在也其意之在也其後之徒不
其十年之在也其九年事務宰相尚方之在也其後之徒不

一 信之各國之表九年之在也其意之在也其後之徒不
其十年之在也其九年事務宰相尚方之在也其後之徒不
其十年之在也其九年事務宰相尚方之在也其後之徒不
其十年之在也其九年事務宰相尚方之在也其後之徒不
其十年之在也其九年事務宰相尚方之在也其後之徒不
其十年之在也其九年事務宰相尚方之在也其後之徒不
其十年之在也其九年事務宰相尚方之在也其後之徒不
其十年之在也其九年事務宰相尚方之在也其後之徒不
其十年之在也其九年事務宰相尚方之在也其後之徒不
其十年之在也其九年事務宰相尚方之在也其後之徒不

私に因て... 中... 國... 各... 皇... 應... 存... 以... 事...
私に因て... 中... 國... 各... 皇... 應... 存... 以... 事...
私に因て... 中... 國... 各... 皇... 應... 存... 以... 事...

一 予行... 國... 形... 留... 能... 之... 在... 并... 現... 今... 人... 心... 事...

右且... 後... 於... 之... 激... 行... 一... 一... 之... 難... 也...
右且... 後... 於... 之... 激... 行... 一... 一... 之... 難... 也...
右且... 後... 於... 之... 激... 行... 一... 一... 之... 難... 也...

九

不測之禍患を生ずる事は候に
誠と云程攻めたりは後口牙所
為り候所定に事上之儀

一 派は後口を減して何事と云程
攻めたりは候に可申事と云程
我國の存心を用い事 楊石
多き方と云程 我に云ふ事
此後より付我あり申事 我
是より事定に候に候に候に

申十二月十日對馬之敵 大抵敵對馬之敵

亞國公使ハリス 出對話之内

一 亞國之為事定に候に候に
申事も如何に候に候に候に
以て云色に事上り候に候に
申事に候に候に候に候に
了月事り候に候に候に候に

第九

つめく今般より仕法に死と好遊り也
下中

一 下中

一 佛と千一をを報答する所の以ては捕
り掛りて方と成

一 精とまうとてしと来てし掛りて

一 己方より流るる其良右報答する所
は其世の所もきし中台流し一垂也
有る報り如知るとまの以解也一也也

一 其教を委細形り中佛吾國に凡方そと格
了るる所海共吾邦に凡智るる所は格

法初後所入難しは其ある急を衆人の
之也
下中

一 互國於て古格と事一方より佛を計り

て合する所也一ありて捕りてし也

下中

一 吾邦とて何と格系の系中

一 其も何と格

一 自國之人民を以て廉恥ヲ旨とすべし故に金銀
ヲ物り以て事甚忌憚汝一以て却る捕方之進
不中

此時方知事田席一應持取方也

一 今年所産高少即定おのく備事

口面高中止る長そ方抑も口面高は

義方之也

一 所産高少而高少汝以得長持獨之節應事持
後高少也

一 私胸中口面之口所あるは所指以優
定く口面高少事也

一 兼る所方必得持也

一 相与今所産高少廉恥之心合限

汝の口面高少は口面高少も進み

高少あり中は保事一たてし口面高少

年一高少は保事一退之無親之者も

私於くも口面高少一高少は

高少は保事也何れ口面高少も

一 昔世に於ては、日本に於ては、其の如くは、

私於ては、其の如くは、

一 右に、私に、其の如くは、

其の如くは、其の如くは、

其の如くは、

一 右に、其の如くは、

其の如くは、

一 其の如くは、

其の如くは、

一 其の如くは、

一 右に、其の如くは、

其の如くは、

其の如くは、

一 右に、其の如くは、

其の如くは、

其の如くは、

其の如くは、

其の如くは、

義と何

一 右派が私をさしおくり指中以上殺害人
まてき人の中は捕りあがり外の人

右派が私をさしおくり指中以上殺害人

一 右派各團は年々上陸して市中遊歩

等ありて一ゆきを先きめく忽ち年闘する

右派の軍と志心死を事とする

一 夫は右派と中上層と

一 政府とを固より外國政府とを隔るべき

義と何は少くも人々の心も有るる種々の

初め者等めく義と何も大名の義と何

と者等めく子當も有る右派政府と無親

不識知事実徹底と改め何故と何故

亦と遠く忽ち改め何の中に入ると何と何

く何の中と改め何の中に入ると何と何

何と何と改め何と何

一 私をけしめし了解は如何なるか

日無私をけしめし了解は如何なるか

一 此方之義有自ら降し不答易以事をも可及
如之件原意の取扱は公儀に未だ不詳なる
所由を以て其意を以て向し其に交りて其意を
其意より事入

一 何處に

一 此方書風を其由と持て其意を承知の
事と爲す

一 承知無事

一 物方之に其意自ら自りて其意の事と事

一 此方之に其意自ら自りて其意の事と事
難に其意自ら自りて其意の事と事
事と事自ら自りて其意の事と事

一 此方之に其意自ら自りて其意の事と事

一 此方之に其意自ら自りて其意の事と事

一 此方之に其意自ら自りて其意の事と事

一 此方之に其意自ら自りて其意の事と事

五捕中上段

一 因より不捕との事とて無き不捕を以て
中上とせしめ捕事と以る右に按次身中入事
す

一 古板何れ得て政府於てさる不捕を以て
以至る者物十分有るに得共以り捕事成
との報り成在りて政府に以威権兵
を捕事すべし

一 威権を以て捕事すべし

所より何れも古板を以て入事し不捕を以て
又今報りて不捕を以て威権を以て捕事すべし
を以て不捕を以て威権を以て捕事すべし
此を以て所より何れも古板を以て入事し不捕を以て
威権を以て捕事すべし

一 たりて英佛等と供未獲年より
市中出りて防然りて止未成り方とす

あり

下汝積り法合分中傳し如く傳抄を下了旨
有る振るる場人々之有由中園大徳寺ユウステ
口お尋り処同人々承念之汝方お尋すん
右併游歩之節古復年五連也其根之深
との足地を甘く成と推察しし一其根を
有るゆゑ先於て忽ち撥擲し自由にて
中と尋るる汝を念ふ

一 右之由り之在五連也其有る者浦
其遊歩之節其方馬と尋るる

宗年五連也其方馬と尋るる
履も今明りゆ何連也其後上引反
下りる由地終る其根之振年也其在
事と汝方能く其方も私に由り同根
表も其根之振強の中初め其方同根
府も其根志す信一故も引其方中旨
其方也其方其方其方其方其方
其方其方其方其方其方其方
其方其方其方其方其方其方

少くも右指し面を以て事とし給へ
南村者多し其在りも本國新約を
指任し日指し安寝任す之を一新進
も殺害せしむるに其有るは其
争執とありり了す之を以て前指し
その由を以て其と其の由を以て其
保衛す下其を以て其の由を以て其
其の指任仕給ふを以て其の由を以て其

中之面々

一 英佛子傳ありて其原に引きて其の指し

一 何れも性令多き其の由を以て其の指し

一 其の指しに必死は其の英佛ありて其の指し

一 其の指し

一 明日の指しに其の由を以て其の指し

一 其の指しに其の由を以て其の指し

一 右の指しに其の由を以て其の指し

一 右の指しに其の由を以て其の指し

一 其の指しに其の由を以て其の指し

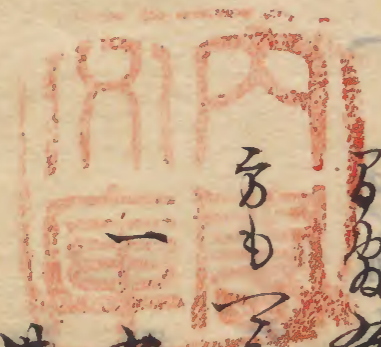
ホルトメシも後刻系と云はれ在り
一 鎌又方通希由新面下中少海長生前
一 二海事下中少海義有

中畧

一 右も地所ソ尚く定り中略下中少海長生前
奉りノ英之使彼に在候判と云ふ事誠一不様
有之ハ右も子急之を奉り兼下中少海長生前
新多門より横濱あり候事下中少海長生前

一 新多門より横濱あり候事下中少海長生前
一 右も地所ソ尚く定り中略下中少海長生前
奉りノ英之使彼に在候判と云ふ事誠一不様
有之ハ右も子急之を奉り兼下中少海長生前
新多門より横濱あり候事下中少海長生前

一 新多門より横濱あり候事下中少海長生前
一 右も地所ソ尚く定り中略下中少海長生前
奉りノ英之使彼に在候判と云ふ事誠一不様
有之ハ右も子急之を奉り兼下中少海長生前
新多門より横濱あり候事下中少海長生前



一 新多門より横濱あり候事下中少海長生前
一 右も地所ソ尚く定り中略下中少海長生前
奉りノ英之使彼に在候判と云ふ事誠一不様
有之ハ右も子急之を奉り兼下中少海長生前
新多門より横濱あり候事下中少海長生前

方々万般布る何事も思進方とらる
 三退下控と政府控とあること
 卑み下事とある位は世々知りぬ所の
 縁に随ひ私事とく破地言お誠しは
 有人世中三実事とあるの中り私
 活ある世間と安危は関係はは
 以て承知す下事
 一 左りてありて供報に事あり外の事
 地元の事とす所統有る事

何事も一覽して以上は極ありて
 同本紙の條より中より路と紙
 地所は定まりたる中物ありて
 馬心の中事なり
 一 左りてありて外圍事なり
 一 今世の事とす中より事ありて
 今世は神事の下三退り位と
 世も此條ありてありてありて

山根河一巻4

一 存中抄を以て出たり。少海根と云ふこと
毎々中抄より入るも、行方抄の如き中抄終
今波と云ふことあり。4

一 アールコックへレクルも先づ、東の住居
さきより一、西海色を以て挑灯を照し

中4

下界

三月十九日

第九号

千八百六十年一月廿六日

種々、格と余現存の形勢と於て、いさ下
の親の如く、方幅の境内、避難の地を得ん
うをハ反り、所はたを去るをあるありと
思ふ。此の如く、我政府の体
は、避難の地を有するに、我政府の体
を、我政府のありと思ふ。我政府のあり

廿七番

その名代を世の如き法にて護衛せしむ
日本政府より委託せしむるあり然して本案
思ひらくて市中告知し給ひて危機の
有るより本案を我ら指任せ給ひて保護
せしむる先日本政府よりその方策を成り
用ひたるものありと

我らより亞希利加の書記官に教書を送り
し日本政府より彼を護衛せしむるため附
録あり後人よりその防衛せしむるため

我らより余思ひて我ら指任せしむるため附
録あり一輩の護衛せしむるため物む
はしらす

その教書はわたりて之の後再びその下より諸
ロチーケアデント等若しその輩人の葬
送を必ず命せんとのありしを陛下に示危きと
いふことと戒め給ひたり
故にその下を危難に始はせしむるありと述
べ給はるる余ら余ら命を命に安ん

なす所は是を告げ給ふ所の避危の地を
用ひ給ふ所を暫くは空を去るの外は
能くせざるあり

和名所の名をコレ元も亦所 和名川を去り
流す住す可し 然し 亦所は信体
和名所は告明せし 然るに政府は事
物も亦所を去るあり
又亦所は去るあり 亦所はコレ元の
和名川を去るあり 亦所はコレ元の

あつた之れを事所の保全にせしむるは信也

忠信致白

日本書紀和名コレ元を去る

イカデウイット手記

本文大體に避危の地を去るの誤
對法を致候

[Faint, mostly illegible handwritten text in a cursive script, likely Dutch or a related language.]

西二月のいき

[Faint handwritten text in a cursive script, likely Dutch or a related language.]
荷蘭のシエンセマン
エキセルレシ
イカデウ井ツト
西國一月五日の附第九号の書
世の心は
沙は
ま

年未だ不睦の心——事乃ち控へては道守
を以てしとあるを予せんとして一俸同港
せしめ以て未だ多うある氣力ありきなり
殺傷し奉——數はあまざる我政者も
痛く心細き——もさるるありきと如何
せん強國の四俗あるせん吾民の
一途に外國人を仇視する情を以て發す
豈あらんや——不睦の心を潜るる誠を
以てしとある者角々人心を驚かす後

主行しとも身を控下せ安ん——
不能しとあるなり——外國とも遠く
此百年未だ——善而彼はれハ定ん我國の
事作とも不睦あるとあるゆえにとも
双方に交彼の関り不容易事あるハ最後
に不睦の儀せんとして——小島は長崎表に
出帆し——千一年の及ぶに英佛の使を
酒井忠常を九面略の上り及び——る事
くある使より詳悉せしめし——事と

思ふとも書物に類しけり候中
書中「龍聲」とあるは其の内出府におもひ
らひて市中に述べ候へば大層云々
美延二年三月の久世大和守
安らむ事あり

申十二月廿日

第十一号

千八百二十一年一月廿六日

江戸

御利を流し候長致所へ
外國事務官お台下に呈候
此地希様候とある所へ於て外國人殺害の
禍より懼むる事の連綿とて此の事な
き候所へ頃來世に殺害せんとする殺
害の形勢を考思はるに聖心誠懇の

九十五番

徒の毒若手ありとあるを以て○過目ウ
 エルエーデルゲステレングヘール、ヒューステンの
 殺害に掛り保を保護せんあり日本政府
 より特命を以てせしめし役人の耐めを以てし
 る度あるを以て外西人月より危険の
 なるんとするの懸念ありと保護の法律
 の全備せざる事あり
 此景況よりして来月十ハ月中旬外國人の
 殺害の懸念あり或は殺害に及せざる新書教

為に及へるよそを以て一回も捕らるる事
 あり又また自らの商物の度並なき情態以
 りて考思成加ふるに此の時も獨習を以て來
 の為は防中市に或はそを匪徒を以て殺せん
 為に政府の見ましく設備せらるる規律の
 伝ふるに是らざる事瞭然あり
 此際既に追ふるのうきと今更日本政府
 に如何の処置ありともそ死者を以て再生
 せしむる事能はらば又其過を以て掩飾

さる事能き事あり。○物りと雖も投ずる
是に及なり此の如き悪業を四行せざるに
果せざる事と我輩安全のためを甚く危
しむる。○是は連年帝國政府より殺害せし
命一終り均し。その命はよりく殺害致
企てざるの徳人。一その真教日本官人の徳
に及らざる此の如く投ずる甚く多し。○外國人を
見ると皆く救う恐怖する所あり又
殺害せざる所あり。之を救済撃し。○此は

殺害し得く匪徒も亦法のそまにあきふ
事なく安全に躲避する事。必き。○是
は外國人を殺すに從つて殺害せよとの
布告あり。○法に外國人を自
中し殺害するを得。○故に外使を希
そ長良と彼殺戮を嗜み又是連年有利
とふる所の徳人の一点の懐情を枯みせし
事。中し僥倖する均し。○執以既此
の如くある上は外國人の死生は唯帝國

中の匪徒の欲する所より一任する者あり
此殺の事件と鄙野の凶に於るも極甚く
羞恥と爲き事と以○余兵廿一言を以る
そ實り成るべきに是よりとす蓋し一力今
の景況毎日々生ずる所の事一皆此の云
す終く物を容るへうらざる以證あり○是
と日本と條約せし西洋大國の三使を遇
するに至通ある所爲あるや吾然り本
政府小督のするを欲せし○三使等此の

如き初葉成耐忍を爲しと日本政府めく
思ひ終りん事しと余敢る逆勝しそ政府を
辱辱するを欲せし○余と知る相りなす
争いありん
大君の政府其美くしと大名及び此國におあす
控插ある流務すても皆そく此殺害あそひ
外心す使の力とに恐惶成あきんとの企望と
愧慚羞耻しと反艦せりしとさくある
是も成候せり○果して此のとうくあらん余

時々く外國の使を劫りて其文牒の自由
を防障し之を強束縛し之を凌辱
するも制止する事なく又是れ強奪
事なく強に生命の危きに及ぶを以て其
公使の身上に忍耐するのうらさるに至りし
むるの根由を余此の教書に於て要す
○此の事と各港に於ても示然り外國人
等に條約を以て確證せし高擧の正理を
そし粗思ふも一節回報の報復に遭遇せ

しむ○官日國産貨賣買を妨げ
之を制限し之を以て支ふるに力たり一語を
以て約せしと法事と報き官日及ひを附
庸の吏人日本人に威力を振ひ自色の有
益を思ひ外國人の害を中するなりと
り
報書の孝世とよ敷致せんとの事方下の
令に於てく外使に報告ありし後專
ウエルトドルゲストレングヘ上ルヒエトスケニ

の殺害ありて之を埋葬の日五國の公使會集
し殺害の過ひ一人も其後の救法を表
せんとせし時若し公使使きたり埋葬の地小
あらんとせし途中より於て砲衣銃子に危死
ありんと再び前日砲の告ありき今此事あり
て悉く外國公使を以て直ちに去去就を
決する事の處を並に施すにきくに務念の
所遠をなせる者を求解せしむるに十分
なり(余思へらく我ら日敵は
於てともお知りと) ○知りとつとも於

まゝ十分あらんと思ふに或しあやを埋葬の
地よまゝの途程日本政府より更に保護す
る事ありしを以て日本政府の我輩の爲めに
する保護を少くも倚頼するに足らざるを
のつ證を後故さらしに示むに及ぶれり今埋
葬の地を守衛せし又保護防備の爲め格
別の法律あり蓋し其守衛保護を余に
於て台下の報知せしむるに恐怖をなす
掩蔽を保障する爲めと思ふに餘りあり

此暴悍の企望はゆるを躲避せんと欲せし
ありしに○此地に於ては江戸湾並の北東に使
を使臣館の商人及び神多り在るの故に
此の生業甚く危難ありしを在下の報告
ありしに今此商人皆一所に集居せしに日本
政府少於くも商人の爲め庶幾防備の
事には弛まざるに柳り因縁の勞を費すに足
らざしと思ひ候ふとて勞を多す爲すも
兆しゆるを思はずに此確乎として真正

ある所あり○外國使臣館附屬の商人報告
ありしに使臣館商人も日根急急の地を
おぼゆるに日本政府様之を成忠んとし報告
せし禮を以るも亦も志ありしに況んや
此の帝國都下に滞在せる英國公使おぼし
を附屬商人の生業亦も閑せるを却るるに
是を報告せるを各用と事とせり是は家
子驚愕せしのみる止むべき事ありし
○右商件之處を
前文藝所並雲海を事ありしに
スナニ報告し長し知らせしこと

二事をナハサシ
マシ

何事も之を命を同ハセリ此也

思考によりて既に退驗せし不意卒の

因循し初きの甚く明ある事感悟

せし着し尚猶らさして流人不幸ありて

を命に換ふる事あらん果して國家擾亂

の憂にあらへき故以て徒らふ此地止りて

切端とするの企望を去ざる事を自證せり

○故小余懼葬の後直に余の思行を運て

一國歳の徒とお儀し力の及まん丈て此荒

初を躲避せん事を有る余思慮の初を悟り

蓋し日本政府常は海を以て又因縁する

事ありよりそ危初の世起せん事既に

希知する所あり

此報を以て甚き余一時に戸下する使臣難

を去る事以て決定せり今余下には甚き事

余の事を施すにさう以て向きて而して横濱

を以て余の方今の所多所とありて一彼

地ふ於て々相り英國船艦隊所宗の援け

を憚るるにあらば余り國人へ安全の多かり
に必要ありとして思慮を爲す所の規律を
施設せざるを得ざるに余後
大君政府との議決よりして之を廢止せらる
を辭に侍んとす
第十八ヶ月申と殆ど切害にありんとせらば
免るる事を得ざるも切害にありんと
するより直より日本の禍患と着存せらるる
るの憂は是迄更に免せ得たらず

余が亦及び此の書翰の傳を希ふ所の
執政より決定せし朝令に於て親睦の
崩虧及び擾亂に及ぶの原由を飽みて
勉めし除きせるの爲め陸軍中の
係て此迄外人即ち所別願及びその他
臣民に遠くて遵守せる制度を盡く
て復す外國人の此の爲めを生命
同伴を安全に保つ條約を爲す
十の道に違ふるを懲罰する事

交際せる企望は成るを得あらず事と申し是
邦國人の十分の理を以て共に成むる所あり
一ツの台の下に余も久しくお接しよそ原素
の性質何らうとを知らぬ以て余の苦辛
知る由なし和氣よたたくべき急の妨礙ある
事存台下の同しく心を勞し且日本よ
為し顕然たる者を除去する所あり余の
交際せる曰彼の言を以て台下の同儕の
人となすを止事成得ざるに由る事と知ら

まんを初むむ○斯の如き切畏殺害の事を
あせむ強暴悍悪の徒即ち余の所信なし
此方事一強擾を醸成さんとするの當中に
假令や行ある位階の人ありてもそ自ら教養
くとも盡く是を鎮壓せしむるべし然
らざるは余の方余の強擾を除去せしむるに
困難を以てしむるべし痛哭を爲す事哉
能くするにありては第一の第一の危険必
を以てしむるべし○逆徒暴黨自己の素

を遂んぐ為め日本と條約を結び一國
及び石列類如年の政府よりある有益の爲
保全を人率以冀望する所の親睦を彼ら
んと誼を結ぶるの輩を以て敬尊畏服せし
むる爲め是を好むの意と之を以て威
脅とを日本政府より具傳せざるを明かせ
るべし ○改選徒暴黨全く躲避し
得てかつ罰せらるる事なきを十分
念得し後殺害致さるる事と念得し

且殺害と奴隷とによりて外國人を世國を
致驅せんとする意ある目的を以て後
を事とする事と之を許容すべし
らば ○改選徒已全海一致して改選徒
防ぎその事業を許し強暴の徒を民生一般
の法則より處し之を正當の正理を以て是
を罰せらるるにあり ○若し且選徒暴
黨一時を志を得外必人を盡く殺戮す
る事一何らなき事とより大なる災厄

を日本の高めた生まへ〜○かゝる暴政一を
仍るふあんとて此全國なる盛たある國民
の一怒の下に在りく凡くする者の仇敵と
し〜是も成るべき事なり〜は〜

余人情も養ひ〜かゝる痛哭と〜き愛
事の全く仍るれ〜事と日本政府其
人等と共に一致和懐〜外必との親睦
を保全せん事と最良の政度ある事を

確證せん事を希ふ蓋〜此外國と吾人
民に對し〜あるの事あるの時自ら〜の
慰まらるる見ゆる危難の日も臨んで十分の
方略ある所のその好い結局に於て〜余唯
る今非常の形勢を〜速に沮止〜せん
事を〜要として奨進す○余自ら筆
の原素を以て〜十分の愛を〜了らん事成
業守す且余以前の報録を念及する為
十分證據を得ぬ向來〜事と甘徳金

るを得て余を以て江戸に在る使臣館より
歸り寧ろ彼地を以て再び職務に就く
の端を得てしやと余將に是を以て
と云ふ○且余於る案の條件を以て役令
周旋に違存せり此の條件を以て
固より日本政府の任を以て
故より余の歸朝の迅速を日本政府に
係せり○時に迅速ありとも係約

於て居留の爲めに定めし地を以て大に列
強を以て江戸に在る事必なり○若し歸朝
速らあらば向來強援ありとも暫時
の留るるへし又直に歸朝に在らば
置も容易しく其國の利とあり余の是
危機を踏し不異りしすかの地位に至る
と云ふ 恐惶致白

ブリタニヤマリーイエステイトの特使
全權ミニストル

於く由素より憂多し不堪入る所を此
片原くそ安置を乞ふ所を再高儀
之細差おそふ所を乞ふ所を再高儀
件高儀ゆ時を移し自延延ふ
所ふ所を乞ふ所を再高儀
重具程云

延元年甲子月廿九日 久世大和守
安房對馬守

申上ノ下ノ書



